

多摩市 ぼうし たいさく すいしん じょうれい りかい

いじめ防止対策推進条例を理解しよう！

多摩市では、多摩市民全体でいじめの問題を防止するために、平成29年3月に『いじめ防止対策推進条例』をつくりました。



条例とは…

都道府県や区市町村が、国がつくった法律を基にしたその地域の法律です。

条例はその地域でしっかりと守っていこうという気持ちがこめられたルールです。

Q 多摩市いじめ防止対策推進条例では、どんなことがきめられているのでしょうか？

A 条例には次のようなことが書かれています。

第1条・・・条例をつくった目的（もくてき）

第2条・・・いじめとは何か

第4条・・・いじめの禁止（きんし）について

第5条・・・多摩市がいじめを防止するために、せきにんをもってとりくむこと

第6条・・・多摩市立学校がいじめを防止するために、せきにんをもってとりくむこと

第7条・・・ほごしゃがいじめを防止するために、せきにんをもってとりくむこと

第8条から第11条・・・大きないじめが、おこったときのとりくみについて



第2条 いじめの定義（ていぎ）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童又は生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【おぼえておいてもらいたい大事なこと】

- ・いじめは、いじめをうけている子がいじめと感じたならば、いじめです。
→自分はこのくらいならだじょうぶと思っていても、いじめになることがあります。
- ・インターネットなどをつうじて、相手にいじわるすることもいじめになります。

第4条 いじめの禁止（きんし）

児童等は、いじめを行ってはならない

児童等は、いじめをさせ、又は許してはならない



【おぼえておいてもらいたい大事なこと】

- ・国がつくった法律でも、多摩市の条例でも「いじめ」は禁止されています。
- ・いじめにかかわっている人だけでなく、まわりにも、ぜったいにいじめをゆるしてはいけません。

みなさんの力で、みなさんの学校からいじめをなくしていきましょう！
ストップ いじめ！